

令和5年度 兵庫県立淡路景観園芸学校業務用車両運行業務委託仕様書

1 業務の名称

兵庫県立淡路景観園芸学校業務用車両運行業務

2 委託車両

甲（委託者：兵庫県立淡路景観園芸学校、以下同じ）が乙（受託者、以下同じ）に運行を委託する車両は次のとおりとする。

区分	用途区分	車両登録番号	車 名	年 式
1号車	教職員送迎用マイクロバス	神戸 200 さ 3937	トヨタ XZB70-ZRTNY	令和 元年
2号車	学生実習用マイクロバス	神戸 200 さ 1905	日産 PDG-EHW41	平成 21 年
3号車	生涯学習用大型バス	神戸 200 は 1464	三菱 ML-MS86MP	平成 16 年

3 委託業務

乙は本仕様書に基づき、法令を遵守し、安全かつ適正に運行業務等を行うこと。

乙は甲の作成した運行計画以下の（１）～（５）に基づき運行すること。

乙は「この業務に適した運転員（大型自動車第２種運転免許証を保有し、大型バスの運転経験を有することが望ましい）を配置すること。

（１）車両運行業務

ア 基準内運行

以下のa～d に定める運行業務を基準内運行業務といい、乙はその業務を行うとともに運行にかかる経費を負担する。

なお、有料道路通行料及び運行業務途上で一時的に使用する駐車場使用料で甲が承認するものについては、甲が負担するものとする。また、運行業務上運転員が宿泊を必要とする場合で甲が承認するものについては、「職員等の旅費に関する条例（昭和３５年１０月４日条例第４４号）第１８条にもとづく別表第１」の範囲内で宿泊料のみ甲が負担するものとする。

a 教職員送迎用マイクロバス

学校の教職員の送迎を行う。

詳細は、別紙「教職員送迎用マイクロバス運行業務内容」のとおり

b 学生実習用マイクロバス（園芸療法通学制開催用として使用）

園芸療法課程受講生の授業のための移動を行う。運行日は原則として最大月３回土曜日に運行するものとする。

業務委託上の基準内運行は次のとおりとする。

① 運行単位

運行単位は日単位とする。

② 基準運行距離

１日当たり２０kmとする。

③ 基準運行時間

１日１時間とする。（学校～岩屋ポート往復）

④ 基準運行日数

２６日とする。（積算基準日数）

⑤ 単価契約とし、実績に応じて支払う。

c 学生実習用マイクロバス

緑環境景観マネジメント研究科学生及び園芸療法課程受講生の学校外における実習等のための移動を行う。運行日は原則として、運行日の７日までに甲から乙に通知するものとする。

業務委託上の基準内運行は次のとおりとする。

① 運行単位

運行単位は日単位とし、午前、午後で異なる学年等が利用しても運行距離・時間は１日

分として通算するものとする。ただし、同日に2台の車両を運行する場合は各々1日とする。

また、宿泊を伴う場合も各々1日とする。

② 基準運行距離

1日当たり80Kmとする。

③ 基準運行時間

1日当たり8時間とする。

④ 基準運行日数

70日とする。(積算基準日数)

⑤ 単価契約(1日又は半日単価)とし、運行実績に応じて支払う。

d 生涯学習用大型バス

生涯学習講座受講生の校外における実習等のための移動を行う。

運行日時は、別途指示する運行内容書によるものとする。業務上の基準運行は次のとおりとする。

① 運行単位

運行単位は日単位とし、午前、午後で異なる受講生等が利用しても運行距離・時間は1日分として通算するものとする。また、宿泊を伴う場合も各々1日とする。

② 基準運行距離

1日当たり60Kmとする。

③ 基準運行時間

1日当たり8時間とする。

④ 基準運行日数

90日とする。(積算基準日数)

⑤ 単価契約とし、実績に応じて支払う。

イ 基準外運行

甲が、アに定める基準内運行の日程、経路、距離及び時間を変更させる場合、これを基準外運行といい、その必要が生じた際には甲乙協議の上、これを実施するものとする。

この際には、それぞれの車両の区分に従い、以下により算定した金額をもって、委託料額に加算するものとする。

なお、有料道路通行料及び運行業務途上で一時的に使用する駐車場使用料で甲が承認するものについては甲が負担するものとする。また、運行業務上運転員が宿泊を必要とする場合で甲が承認するものについては、「職員等の旅費に関する条例(昭和35年10月4日条例第44号)第18条にもとづく別表第1」の範囲内で宿泊料のみ甲が負担するものとする。

a 時間内変更

当該運行日の始発便及び最終便の時間を変更することなく、その間の便を増便、減便又は経路の変更を行う場合をいう。

基準外運行経費は、「①運行距離当たり単価」を増減した運行距離数に乗じて得た金額とする。

b 時間外運行

当該運行日の始発便前、最終便後又は運行予定の無い日に便を増発する場合をいう。

基準外運行経費は、「①運行距離当たり単価」に運行距離数に乗じて得た金額、及び「②運行時間当たり単価」に運行時間数に乗じて得た金額を合計して得た金額とする。

① 運行距離当たり単価

単価 = [契約書の「4委託料」の(1)～(4)のそれぞれの車両の区分に示す「イ 燃料・油脂類」の金額] ÷ 年間運行距離

※ 円未満切り捨て

年間運行距離については以下のとおりとする。

- ・ 教職員送迎マイクロバス
別添「教職員送迎マイクロバス運行業務内容、(4) 運行時間数・距離」に示す
年間運行距離
- ・ 学生実習用マイクロバス (園芸療法通学制)
 $26 \text{ 日} \times 20 \text{ km} = 560 \text{ km}$
- ・ 学生実習用マイクロバス
 $70 \text{ 日} \times 80 \text{ km} = 5,600 \text{ km}$
- ・ 生涯学習用大型バス
 $90 \text{ 日} \times 60 \text{ km} = 5,400 \text{ km}$

② 運行時間当たり単価

単価 = 「契約書の「4 委託料」の (1) ~ (4) のそれぞれの車両の区分に示す
「ア 人件費」の金額」 $\div$ 年間運行時間数

※ 円未満切り捨て

年間運行時間数については以下のとおりとする。

- ・ 教職員送迎マイクロバス
別添「教職員送迎マイクロバス運行業務内容、(4) 運行時間数・距離」に示す
年間運行時間数
- ・ 学生実習用マイクロバス
 $26 \text{ 日} \times 1 \text{ 時間} + 70 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} = 586 \text{ 時間}$
- ・ 生涯学習用大型バス
 $90 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間} = 720 \text{ 時間}$

c その他

- 上記 a、b により算定した金額については、その金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算して、実施月の委託料の金額に合わせて甲が乙に支払うものとする。
- それぞれの車両は、点検・車検時、その他甲が指示する場合に他の車両を代車として使用できるものとする。この際の運行は代車ではなく当該業務を用途区分とする車両として取り扱う。
- 教職員送迎マイクロバスの精算は、平日運行、休日運行に分け、各々について 1 ヶ月分を集計して月間の運行距離、運行時間と比較する。
- 学生実習用マイクロバスの運行距離、時間は、淡路景観園芸学校出発時から帰校時までとする。
- 生涯学習用大型バスの運行距離、時間には回送時間、距離は含めない。
- 各車両とも、給油、点検及び修理のための回送は、運行距離・時間に含めない。

(2) 緊急時の対応及び連絡について

- ア 乙は自然災害等が発生またはその恐れがある場合、甲と協議のうえ対応を決定する。
- イ 乙は、事故及び不測の事態等が発生した場合、直ちに甲に連絡するとともに、甲と協議のうえ事故の処理にあたること。乙は安全運行上の問題が生じた場合は、甲と別途協議すること。

(3) 任意保険 (対人・対物示談付き) の加入

運行を委託する車両について、以下の内容の任意保険に加入し、保険証券の写しを速やかに甲に提出すること。

- | | |
|---------|--|
| ア 車両 | 時価程度 |
| イ 対人賠償 | 無制限 |
| ウ 対物賠償 | 1,000 万円以上 |
| エ 搭乗者傷害 | 1 名 3,000 万円以上、1 事故につき 50,000 万円以上 |
| オ その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故時の相手方との交渉 ・ 事故の際の補償 ・ 事故の際の代車の手配 |

- ・事故の際の車両修理
- ・事故の際には、自動車検査証上の車両の所有者、使用者は責任を負わない

(4) 車両管理及び整備業務に係る経費区分

車両が完全かつ適切に使用出来るよう、乙は点検、整備及び修理等の維持管理に要する以下のア～キについて実施し、その経費を負担する。但し、乙において法定点検・修理を実施出来ない生涯学習用大型バスについては、甲が直接負担して実施する。

ア 3ヶ月及び6ヶ月点検、車検及び小修理

- * 車検時の自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険については、この契約に含めず、甲が直接負担するものとする。
- * 点検、整備、修繕等の実施時期については、甲と協議のうえ行うこと。
- * 点検、整備、修繕等の結果について、書面で甲に報告すること。

イ 道路運送車両法等に基づく日常点検。

ウ 燃料（軽油）、油脂（エンジンオイル等）の充填、交換

エ シートカバークリーニング

オ 洗車、ワックスがけ、車内清掃、及びそれに係る消耗品

カ バッテリー、ファンベルト、各種電球、ブレーキパッド、ボルトなどの消耗品

キ タイヤ（スタッドレスタイヤ含む）の購入、取付及び処分

(5) 損害賠償

乙は、乙の責めに帰すべき事由により甲、または第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

4 その他

(1) 運行日誌等

乙は、運転員名簿を作成するとともに、運行日誌等を以下に従い作成し、学校総務課に提出する。

ア 始業点検表と終業点検表の記入（毎運行日）

イ 運行日誌の記入

(2) 乙は運転員の運転前後の酒気帯びの有無の措置に係る必要な措置を実施するものとする。

(3) 車両の保管場所は 乙 が乙の負担で確保するものとする。但し、甲に申し出て承認を得た場合は淡路景観園芸学校内の甲が指定する場所を保管場所とすることができる。

従って、車両保管場所と運行起終点間の回送時間、距離は本契約には含まない。

(参考) 淡路景観園芸学校を起点とした回送距離、時間の目安。

岩屋ポート → 淡路景観園芸学校 9.6km 15分

令和5年度 教職員送迎用マイクロバス運行業務内容

1 運行区間
「岩屋港(岩屋ポート)」～「兵庫県立淡路景観園芸学校」間の往復(淡路IC下経由)

2 運行時間及び距離

(1) 授業時間 授業時間については、以下のとおり

1時限目 09:00～10:30
2時限目 10:40～12:10
3時限目 13:00～14:30
4時限目 14:40～16:10
5時限目 16:20～17:50

(2) 運行時間

(平日ダイヤ) 淡路IC下経由

	往路		復路	
	学校発	岩屋ポート着	岩屋ポート発	学校着
1			8:10	8:25
2	08:25	08:40	08:55	09:10
3	09:20	09:35	10:25	10:40
4	11:30	11:45	12:00	12:15
5	12:20	12:35	12:40	12:55
6	15:00	15:15	15:20	15:35
7	16:20	16:35	17:10	17:25
8	17:35	17:50	18:00	18:15
9	18:35	18:50	19:00	19:15
10	19:30	19:45	19:55	20:10

(土日祝祭日ダイヤ) 淡路IC下経由

	復路		往路	
	学校発	岩屋ポート着	岩屋ポート発	学校着
1	09:00	09:15	09:20	09:35
2	11:00	11:15	11:30	11:45
3	12:20	12:35	13:10	13:25
4	16:20	16:35	16:40	16:55
5	18:00	18:15	18:20	18:35

※高速バス等の運行ダイヤの変更に伴い、変更する場合があります。

(3) 運行日数

月	ダイヤ種別			日数計
	平日ダイヤ	休日ダイヤ	運休	
4月	20	10		30
5月	20	11		31
6月	22	8		30
7月	20	11		31
8月	22	9		31
9月	20	10		30
10月	21	10		31
11月	20	10		30
12月	20	8	3	31
1月	19	9	3	31
2月	19	10		29
3月	20	11		31
合計	243	117	6	366

* 土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日については、休日ダイヤによる運行とする。

* 年末年始期間(12月29日～1月3日)については、運休とする。

(4) 運行時間数・距離

○ 平常ダイヤ

$$\begin{aligned} & \left[\begin{array}{l} 12 \text{ 時間} \times 243 \text{ 日} = 2,916 \text{ 時間} \\ 30 \text{ 分} \times 243 \text{ 日} = 7,290 \text{ 分} \end{array} \right] \div \begin{array}{l} 3,037 \text{ 時間} \\ \text{(運行前点検時間を含む)} \end{array} \\ & 9.6 \text{ km} \times 20 \text{ 便/日} \times 243 \text{ 日} = 46,656 \text{ km} \quad \text{(始発移動分を含む)} \end{aligned}$$

○ 休日ダイヤ

$$\begin{aligned} & \left[\begin{array}{l} 9 \text{ 時間} \times 117 \text{ 日} = 1,053 \text{ 時間} \\ 50 \text{ 分} \times 117 \text{ 日} = 5,850 \text{ 分} \end{array} \right] \div \begin{array}{l} 1,150 \text{ 時間} \\ \text{(運行前点検時間を含む)} \end{array} \\ & 9.6 \text{ km} \times 10 \text{ 便/日} \times 117 \text{ 日} = 11,232 \text{ km} \end{aligned}$$

○ 年間運行時間数	360 日	4,187 時間
○ 年間運行距離		57,888 km

仕様書 3-イ-b 関係

兵庫県立淡路景観園芸学校業務用車両運行業務委託契約書 (R 5 年度分 抄)

【別紙内訳書】

(1) 教職員送迎用マイクロバス

ア	人件費	金	円
イ	燃料・油脂費	金	円
ウ	車両管理費	金	円
* 基準外運行経費			
	① 運行距離当たり単価		円/km
	② 運行時間当たり単価		円/時間

(2) 学生実習用マイクロバス (園芸療法通学用)

ア	人件費	金	円
イ	燃料・油脂費	金	円
ウ	車両管理費	金	円
* 基準外運行経費			
	① 運行距離当たり単価		円/km
	② 運行時間当たり単価		円/時間

(3) 学生実習用マイクロバス

ア	人件費	金	円
イ	燃料・油脂費	金	円
ウ	車両管理費	金	円
* 基準外運行経費			
	① 運行距離当たり単価		円/km
	② 運行時間当たり単価		円/時間

(4) 生涯学習用バス

ア	人件費	金	円
イ	燃料・油脂費	金	円
ウ	車両管理費	金	円
* 基準外運行経費			
	① 運行距離当たり単価		円/km
	② 運行時間当たり単価		円/時間

※各金額は、落札業者より入札額の内訳を徴して算出する。